

米国及びカナダ産牛肉の 輸入再開について

厚生労働省 食品安全部
農林水産省 消費・安全局

説明の流れ

- I 食品安全委員会の
答申
- II 答申を踏まえた対応
等
- III 米国・カナダの行う
管理措置
 - (1) 日本向け輸出プログラム
 - (2) 米国・カナダ側の管理措置
- IV 日本の行う管理措置
 - (1) 輸出プログラム遵守の確認
 - (2) その他
 - ① JAS法に基づく表示制度
 - ② 外食の原産地表示
- V まとめ

I 食品安全委員会の答申

衛生植物検疫措置の適用に関する協定 (SPS協定)

- ❑ 牛肉の国際貿易にあたり、OIE基準に基づく検疫措置をとることを推奨
- ❑ 科学的根拠が不十分な場合には暫定措置の採用が可能
- ❑ **ただし、適当な期間内に当該検疫措置の再検討が必要。**

暫定的な輸入禁止措置の再検討が必要

食品健康影響評価の考え方

定性的評価

- ① **生体牛のリスク（牛から牛）**
(侵入リスク、暴露・増幅リスクの比較)
- ② **牛肉及び牛の内臓のリスク(牛から人)**
(と畜対象、と畜処理の各プロセス、食肉等のリスクの比較)

生体牛のリスクの総括

日本と比較	米国	カナダ
生体牛リスク	楽観的には日本と同等 悲観的には約10倍（7×1.5）	
① 侵入リスク		
輸入生体牛	約1.5~7倍	約4~6倍
輸入肉骨粉・動物製油脂	約1/12~1/47 約1/2	約1/5,100 約1/12
② 暴露・増幅リスク	日本より数倍(1.5倍)	日本より数倍(1.5倍)
③ サーベイランスデータの 外挿・・・絶対数比較	5~6倍	4~5倍
100万頭当たりの BSE汚染頭数	約1頭 日本に比べやや少ない	5~6頭 日本と同等



- ・ **米国・カナダのサーベイランス強化・継続が必要**
- ・ **今後のデータによってはリスクの再評価もあり得る**

牛肉及び牛の内臓のリスクの総括

- 日本向け輸出プログラム条件が遵守されれば、BSEプリオンによる汚染の可能性は非常に低い。

結 論 ①

- 米国・カナダに関するデータの質・量ともに不明な点が多いこと、管理措置の遵守を前提に評価せざるを得なかったことから、米国・カナダのBSEリスクの科学的同等性を評価することは困難と言わざるを得ない。他方、リスク管理機関から提示された輸出プログラム(全頭からのSRM除去、20ヶ月齢以下の牛等)が遵守されるものと仮定した上で、米国・カナダの牛に由来する牛肉等と我が国の全月齢の牛に由来する牛肉等のリスクレベルについて、そのリスクの差は非常に小さいと考えられる。

結論 ②

- リスク管理機関が輸入を再開する措置をとった場合には、仮定を前提に評価したものとして、プリアン専門調査会は管理機関から輸出プログラムの実効性、およびその遵守に関する検証結果の報告を受ける義務があり、また、管理機関は国民に報告する義務を負うものと考える。

※なお、結論への付帯事項においても指摘あり

Ⅱ 答申を踏まえた対応等

食品安全委員会の評価結果(結論)①

- 米国・カナダのBSEリスクの科学的同等性を評価するのは困難
 - 米国・カナダに関するデータの質・量ともに不明点が多いため
 - 管理措置の遵守を前提に評価しなければならなかったため
- 輸出プログラムが遵守されたと仮定した場合、米国・カナダ産牛肉等と国内産牛肉等のリスクの差は非常に小さい

一定の条件を満たした牛肉等については、輸入禁止措置を継続する科学的根拠がなく、輸入を認めることが適当

食品安全委員会の評価結果(結論)②

- リスク管理機関が輸入を再開する措置をとった場合には、仮定を前提に評価したものとして、プリオン専門調査会は管理機関から輸出プログラムの実効性、およびその遵守に関する検証結果の報告をうける義務があり、また、管理機関は国民に報告する義務を負うと考える。

- ・担当官を派遣して査察を実施。
- ・査察結果については、食品安全委員会に報告を行うほか、プレスリリース、ホームページ等を通じて情報を公開

結論への付帯事項①

(米国・カナダにおいて)

- ・せき髄除去の監視体制の強化を図る必要
- ・健康な牛を含む十分なサーベイランスの拡大や継続が必要
- ・牛飼料への禁止のみならず、交差汚染の可能性のある、他の動物への利用も禁止する必要

米国・カナダ政府に対し、我が国のリスク評価結果を伝えるとともに、上記指摘への対応を検討するよう要請

結論への付帯事項②

- ✦ リスク低減措置が適切に実施されることが保証されるシステム構築を行う必要。
- ✦ 管理措置が十分でない場合、……人へのリスクを否定することができない重大な事態となれば、一旦輸入を停止することも必要。

- ・査察において輸出国側の措置が確実に機能していること等を現場で確認
- ・問題が発生した場合には、迅速・的確に対応

Ⅲ 米国・カナダの行う管理措置

日本向け輸出プログラム

日本向け輸出プログラムの概要①

日本向け牛肉等の条件

- 特定危険部位(SRM)はあらゆる月齢から除去
- 輸出される牛肉は20か月齢以下と証明される牛由来であること
- 日本向け牛肉が、処理から出荷まで他の牛肉と識別されること。

日本向け輸出プログラムの概要②

日本向けに輸出可能となる牛肉等

カット肉、内臓

※挽肉や肉加工製品(ビーフジャーキー、ハム、ソーセージ等)は日本向け輸出プログラムの対象外

輸出プログラムの遵守について

<米国の場合>



輸出プログラムの違反に対する罰則

<米国の場合>

- プログラムに参加する際に虚偽の申請があった場合
米国連邦刑法に基づく罰則の適用
(5年以下の懲役若しくは1万ドル以下の罰金、
又はこれらの併科)
- プログラムの実施に当たって違反があった場合
改善指示、輸出資格の停止・取り消し、製品の回収
等の制裁が科される。

SRM除去 (と畜場における措置)

SRMの範囲、除去

全月齢の牛からのSRM除去

SRMの範囲：全月齢の牛の**頭部**（舌、頬肉を除き、扁桃含む）、**せき髄**、**回腸遠位部**（盲腸との接続部分から2メートル）、**せき柱**（胸椎横突起、腰椎横突起、仙骨翼、尾椎除く）

HACCP計画、SSOPに基づき除去等を実施

HACCP: 危害分析重要管理点方式
SSOP: 衛生標準作業手順書

- SRM除去、分離、廃棄のための手順を作成、実施
- 実施及び監視に関する日報を記録
- 各施設が有する管理計画は、**米国・カナダ政府が検証**